

～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～

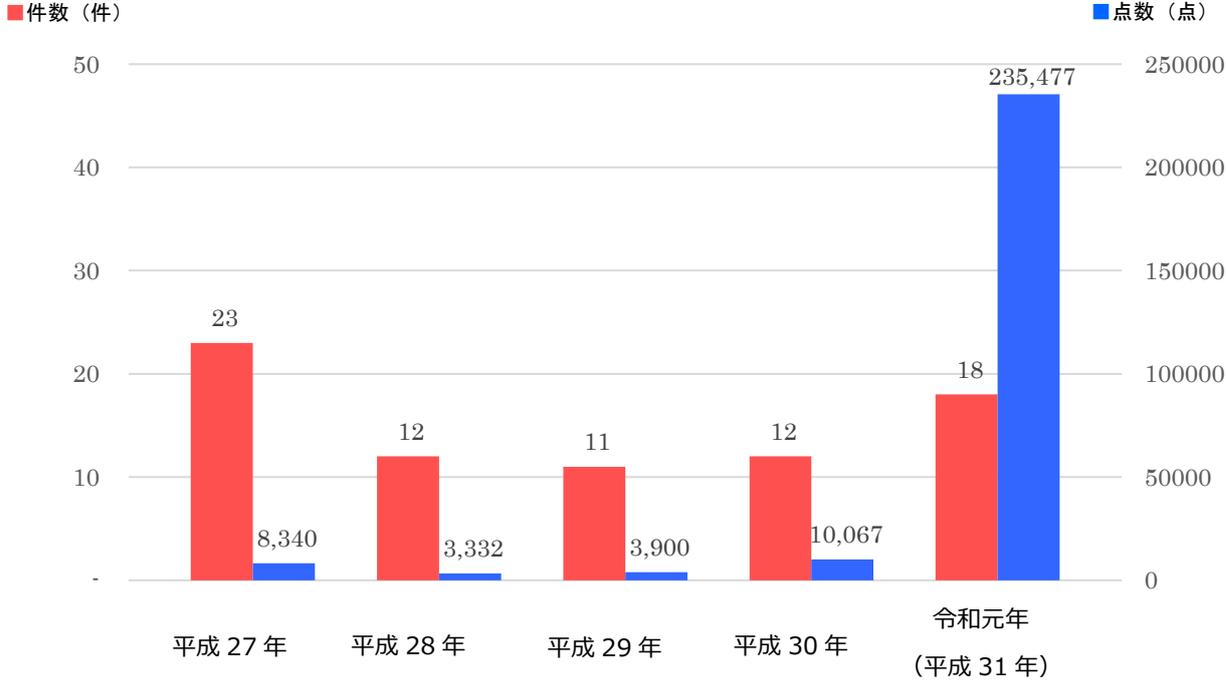
【令和元年（平成31年）】

神戸税関は、平成31年1月から令和元年12月までの偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

平成31年1月から令和元年12月までの間に神戸税関で差止めた知的財産侵害物品は、18件（平成30年は12件）、235,477点（平成30年は10,067点）でした。

税関では、健全な経済の発展及び国民生活の安全・安心のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成27年～令和元年）



(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、神戸税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数及び神戸税関が差止めた知的財産侵害物品の数です。

(参考) 平成31年1月から令和元年12月における輸出差止件数は2件でした。

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 の規定により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等により処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 令和元年（平成 31 年）における差止めの状況

（1）仕出国（地域）別

仕出国別では、中国仕出しの貨物からの発見が 10 件と最多となっており、韓国仕出しが 3 件と続いております。その他イギリス、インドネシア、スペイン、台湾、香港仕出しの貨物からの発見がそれぞれ 1 件ありました。

（2）権利別

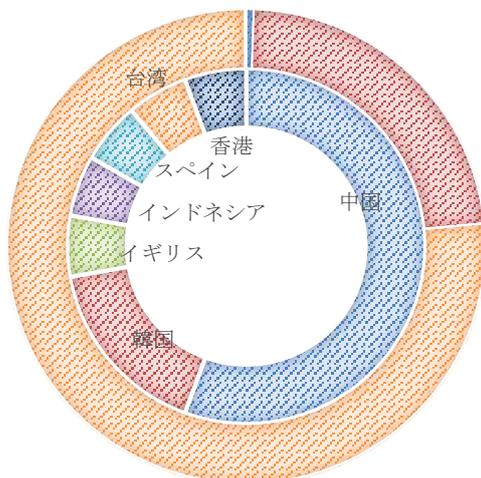
権利別では、商標権を侵害するものが 14 件、著作権を侵害するものが 3 件、特許権、意匠権を侵害するものがそれぞれ 1 件となっております。

（3）品目別

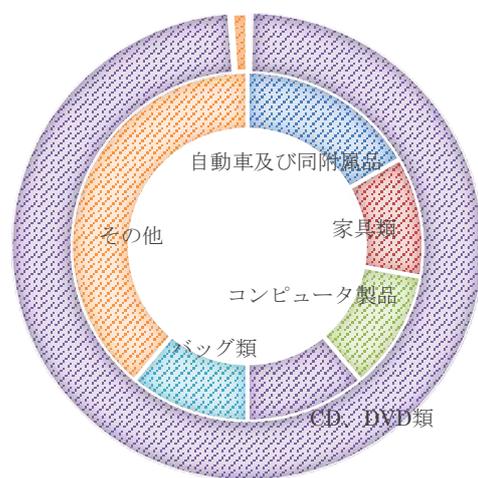
品目別の件数では、自動車及び同付属品が 3 件、家具類、コンピュータ製品、CD、DVD 類、バッグ類がそれぞれ 2 件、その他が 7 件でした。

また、品目別の点数では、CD、DVD 類が 231,678 点、紙製品が 2,386 点、コンピュータ製品が 640 点、バッグ類が 449 点、自動車及び同付属品が 251 点、その他が 73 点でした。

仕出国別（内：件数、外：点数）



品目別（内：件数、外：点数）



4. 差止品目例

特許權



商標權



意匠權



商標權



5. 資料

(1) 仕出国（地域）別

国名	件数	数量
中国	10	1,198
韓国	3	54,065
イギリス	1	1
インドネシア	1	2
スペイン	1	11
台湾	1	180,000
香港	1	200
合計	18	235,477

(2) 権利別

権利	件数	数量
特許権	1	50
意匠権	1	100
商標権	14	235,320
著作権	3	7
合計	18	235,477

(3) 品目別

品名	件数	数量
自動車及び同附属品	3	251
家具類	2	4
コンピュータ製品	2	640
CD、DVD類	2	231,678
バッグ類	2	449
アウトドア用品	1	50
衣類	1	1
衣類付属品	1	11
家庭用雑貨	1	4
紙製品	1	2,386
その他	2	3
合計	18	235,477

(※) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

[全国版差止実績はコチラから](#)

【お問い合わせ先】
神戸税関総務部 税関広報広聴室 078-333-3028